

安全・適正就業だより



☆☆☆☆ いつまでも 働く喜び 無事故から ☆☆☆☆

巡回報告

9月6日、聖地公園管理業務班（草刈り作業）を巡回しました。手押し式芝刈り機を使って芝生墓地の作業を行なっていました。雨上がりの草刈りだったので、刈った草が機械に絡まる状態でした。お彼岸前の作業で仕事が詰まっているとのことでしたが、草の状態等を十分に把握し、事故の起こらないよう注意して作業を行なうように伝えました。草刈り機・草刈中の表示看板・燃料等の保管状況を確認しました。良く整理されていて特に問題はありませんでした。

事故報告



9月11日、秩父市高篠で草刈り作業中、生垣の間から小石を飛散させ、道路を挟んだ向かい側民家の庭に止めてあった自家用車のボディーと窓ガラスに傷をつけた。事故後の研修の際、「同じ場所の草刈りを何回か行なったが、今までは大丈夫だった。ネットを張るべきだった。また、事故を起こすとシルバー人材センターのイメージダウンにもなるので、今後十分に気をつけたい」との言葉がありました。



秩父で、「・・・せえやあねえ」という言葉をよく聞かすが、この意識はなくした方が良い。「せえやあねえ」では絶対作業を行なわないでください。

「車の運転」10月の注意点（埼玉県安全運転管理者協会・運転管理12カ月より）

薄暮・夜間の事故防止＝この時期は段々日没が早くなってきます。早めにライトを点灯（前の車や対向車がない時はハイビーム（通常走行））し事故を防止しましょう。（ロービームはすれ違い用ライト）

横断歩道は歩行者優先

横断歩道に近づいたら、次のような運転をしなければなりません。

- 1 横断歩道手前で止まれる速度で近づく
- 2 横断しようとする歩行者がいたら、一時停止をする

横断歩道を横断中や、横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者に道を譲らなければなりません。

○こうしたルールを守らなかった場合は・・・

罰 則・・・3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

違反点数・・・2点（横断歩行者等妨害等）

反 則 金・・・大型1万2千円、普通9千円、二輪7千円、原付6千円

※信号機のない横断歩道を横断している人や横断しようとしている人がいたら、必ず一時停止（停止線の手前で速度をゼロにする）をしましょう。

※ 横断歩道は歩行者優先「KEEP38 プロジェクト」始動！

横断歩道における歩行者優先義務が規定された「道路交通法 第38条」の交通ルールを正しく理解していただき、その遵守を表明して模範運転をすることで、歩行者優先の機運を高め、安全運転の促進を図るための取組みです。

別添資料 高齢者交通安全ニュース令和2年11月号
（埼玉県警察本部交通総務課発行）を再確認して下さい。



秩父市シルバー人材センター 安全・適正就業委員会
秩父市野坂町1-13-14 電話 22-4454

